

みどり市ふるさと思いやり寄附金返礼品募集及び取扱要項

1 目的

- ・ふるさと納税制度を活用し、市や特産品のPR及び地域産業の活性化を図るため、みどり市ふるさと思いやり寄附金に寄附をしていただいた市外在住の方に贈呈する返礼品を、事業者から募集するものです。
- ・返礼品事業者に対し、みどり市ふるさと思いやり寄附金に寄附をしていただいた市外在住の方に贈呈する返礼品の取扱を明記するものです。

2 返礼品提供事業者のメリット

- ・ふるさと納税ポータルサイト及び市ホームページに返礼品等の画像、商品名などを掲載します。全国の寄附者への商品PRにより、自社商品の販売促進が期待できます。
- ・返礼品等の発送時に限り、送料に影響のない範囲で自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができ、寄附者に自社商品をPRすることができます。

3 募集条件

(1) 取扱事業者の要件

返礼品の取扱事業者は以下の内容に該当する者としてします。

- ・原則、市内に事業所がある法人、団体、個人事業主であること。
- ・各種法令を遵守して生産、製造、販売等を行っていること。
- ・経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- ・市からの依頼事項について適切に対応ができること。

(2) 返礼品の要件

返礼品は、以下の内容に該当する商品としてします。

- ・市内で生産、製造、加工、栽培されている商品、または市内で提供されるサービス等であって、その主要な部分がみどり市に関連するものであること。
- ・市の魅力発信やPRにつながるものであること。
- ・品質及び数量において、安定した供給が見込めるものであること。ただし、期間や数量が限定される商品は、事前に取扱期間や数量が明示できるものであること。
- ・市が返礼品として適当であると認めたものであること。

(3) 返礼品等の金額

返礼品の価格は、以下の内容により事業者が設定します。なお、返礼品の購入及び送料は、市が負担します。

- ・返礼品の価格は、商品の本体価格に消費税を含めた金額となります。
- ・返礼品の送付にあたり、実際にかかった送料及び梱包費用の実費額を市が負担します。
- ・返礼品に対する寄附金額の設定は、返礼品の価格に応じて市が決定します。

(4) 登録期間

- ・返礼品の登録期間は、返礼品決定日から「みどり市ふるさと思いやり寄附金 返礼品登録変更届出書」の提出による市の廃止処理が完了する日までとする。

4 申込方法

(1) 申込書等の提出

- ・商品の提供を希望する事業者は、「みどり市ふるさと思いやり寄附金返礼品申込書」及び商品の画像データ、振込口座確認書を提出してください。
- ・画像データは、商品の内容が分かるものとし、1つの商品につき複数の提出も可能です。
※申込書の内容や画像は、ふるさと納税ポータルサイトに掲載します。寄附者が返礼品のイメージをしやすくなるよう、詳しい商品説明や商品の魅力が伝わる画像の提供にご協力をお願いいたします。
- ・振込口座確認書は、商品代金等を支払う際の振込先口座情報を記入してください。

(2) 提出方法・提出先

- ・申込書等の提出先は、みどり市総務部地域創生課です。
- ・申込書等の提出方法は、持参、郵送、メールのいずれかの方法となります。なお、画像データについては、メール送信またはUSBメモリーカード等にて持参してください。

(3) 募集期間

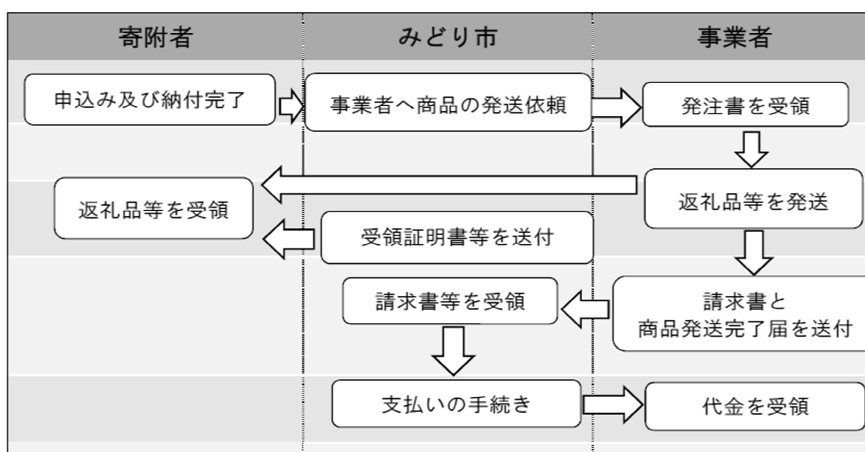
- ・申込書の提出は随時受け付けます。

(4) 返礼品の決定

- ・申請内容の審査を市が実施し、返礼品の採択を決定します。
- ・審査の結果は、事業者に報告します。

5 事業者の対応内容

(1) 寄附受入から返礼品発送の流れ



(2) 返礼品の発送

- ・商品の梱包及び発送は事業者が行います。
- ・事業者は、市から発送依頼を受けた際には、指定された寄附者の宛先に、商品を速やかに発送するものとします。(商品の提供可能時期に限りがある場合は要相談。)
- ・事業者は、商品の発送時に、送料に影響のない範囲で、事業者や商品のパンフレット等を同封して発送することができます。

(3) 注意事項

- ・事業者は、商品の衛生管理や品質の確保について、十分に留意するものとします。
- ・商品の発送時は、配送中の破損等が発生しないよう、梱包方法や取扱いに十分注意してください。
- ・破損による補償や交換に要する経費について、市は負担しません。
- ・商品提供に係る事故、トラブル等は事業者の責任で処理するものとし、市は商品に関しての責任を一切負いません。
- ・運送業者営業所での保管期間の経過など、寄附者の都合により事業者へ商品が返送された場合、市は原則再配送しないものとします。なお、事業者が再配送に応じる場合、再配送に係る費用は事業者負担とします。

(4) 請求・支払について

- ・事業者は、寄附者への商品発送後、負担額(商品代、梱包代、送料実費額)の請求書と返礼品発送完了届を市に提出します。書類の提出後、市から請求金額を支払います。
- ・市が発送内容を確認する場合があるので、事業者は発送伝票の控えなどの発送内容が確認できる書類の保管をしてください。

6 報告義務

事業者は、寄附者から商品に関して苦情等があった場合は解決に努めるものとし、次のいずれかに該当するときは、市に速やかに報告するものとします。

- ・寄附者から商品に関して苦情等があったとき
- ・返礼品の発送に遅延が生じたとき
- ・商品の販売中止や品切れなど、寄附者に対して商品の提供ができない恐れが生じたとき
- ・その他発送に係るトラブルが発生したとき

7 変更等の届出

①次のいずれかに該当するときは、「返礼品取扱事業者情報変更届出書」「返礼品登録内容変更届出書」を市へ提出するものとします。

- ・返礼品取扱事業者について、代表者の変更があったとき
- ・返礼品取扱事業者の所在地、名称等に係る変更があったとき
- ・返礼品の名称、価格、内容、配送時期等に変更があったとき
- ・返礼品を廃止しようとするとき

②返礼品の変更または廃止を希望する場合は、前もって届出書を市へ提出するものとしま

す。なお、次に該当する寄附に対する返礼品については、事業者が責任をもって対応を行うこととし、変更等で発生する費用は事業者負担とします。

- ・届出の時点で既に寄附を受け付けている返礼品
- ・届出から市による変更・廃止処理が完了するまでの間に寄附を受け付けた返礼品

8 商品情報の掲載

返礼品の商品情報や画像は、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」、「楽天ふるさと納税」、「さとふる」、「ANAのふるさと納税」、「JALふるさと納税」や、みどり市ホームページに掲載されます。また、市が作成するリーフレット等に掲載する場合があります。

※新たにふるさと納税ポータルサイトが追加された場合、追加サイトにも返礼品の情報や画像を掲載いたしますので、あらかじめご了承ください。

9 留意事項

(1) 個人情報の取り扱い

- ・事業者は、寄附者の個人情報について、みどり市個人情報保護条例を遵守し、情報の漏えいがないよう、適切に管理しなくてはなりません。また、寄附者の個人情報は、本事業の発送業務以外に使用することはできません。

[みどり市個人情報保護条例 第4条 (抜粋)]

事業者(法人その他の団体及び事業を営む個人をいう)は、個人情報の保護の重要性を認識し、その保有する個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止について必要な措置を自ら講ずるよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

(2) その他の留意事項

- ・事業者において、商品内容に関する虚偽や、市に損害を及ぼす行為、各種法令及び本募集要項に違反する行為があった場合は、本事業の取り扱いを中止します。
- ・返礼品は寄附者の選択により決定するため、発注がない可能性もあります。

10 申込み・問い合わせ先

みどり市 総務部 地域創生課 定住交流推進係

〒379-2395 みどり市笠懸町鹿 2952 番地

TEL : 0277-46-9067(直通) FAX : 0277-76-2449

メールアドレス : chiiki-s@city.midori.gunma.jp